

参考資料 1 : 車両の通行の制限について（昭和 53 年 12 月 1 日 建設省道交発第 96 号 各地方建設局長、都道府県知事、指定市長、  
関係公団総裁、理事長あて道路局長通達）

最近改正 平成 21 年 4 月 30 日国道交第 8 号

改 正 後 （平成 25 年 1 月 30 日）	改 正 前
<p>このたび、昭和 53 年 11 月 10 日付け建設省令第 17 号をもって、車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、昭和 53 年 12 月 1 日から施行されることとなった。</p> <p>この省令の趣旨は、更新又は変更申請時における附属書類等の添付の省略等、特殊車両通行許可申請の簡素化を図るため、申請書の様式を改めたものである。</p> <p>これに併せて、電子計算システムによる処理の導入等特殊車両通行許可手續の簡素化を図るため、今般、昭和 46 年 11 月 30 日付け建設省道政発第 120 号建設省道路局長通達「車両の通行の制限について」を廃止し、新たに下記の通り定めたので、各事項に留意して遺憾なきを期するとともに、貴管下道路管理者に対してこの旨を周知徹底されるようお取り計らい願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一～第二（一） 1 （略） 第二（一）</p> <p>2 総重量の最高限度は、高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては 25 トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあっては 20 トンとされていること。</p> <p>また、バン型のセミトレーラ連結車、タンク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用の</p>	<p>このたび、昭和 53 年 11 月 10 日付け建設省令第 17 号をもって、車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、昭和 53 年 12 月 1 日から施行されることとなった。</p> <p>この省令の趣旨は、更新又は変更申請時における附属書類等の添付の省略等、特殊車両通行許可申請の簡素化を図るため、申請書の様式を改めたものである。</p> <p>これに併せて、電子計算システムによる処理の導入等特殊車両通行許可手續の簡素化を図るため、今般、昭和 46 年 11 月 30 日付け建設省道政発第 120 号建設省道路局長通達「車両の通行の制限について」を廃止し、新たに下記の通り定めたので、各事項に留意して遺憾なきを期するとともに、貴管下道路管理者に対してこの旨を周知徹底されるようお取り計らい願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一～第二（一） 1 （略） 第二（一）</p> <p>2 総重量の最高限度は、高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあっては 25 トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して建設省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあっては 20 トンとされていること。</p> <p>また、バン型のセミトレーラ連結車、タンク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用の</p>

セミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものについては、高速自動車国道を通行するものにあつては36トン以下、その他の道路を通行するものにあつては27トン以下で、車両の軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値とする特例措置を講ずることとされていること。

第二(一)3～第二(四)7 (略)

第二(四)

8 違反車両の指導、取締りについては、別添2の通り「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準について」を定めたので、これに従つて処理すること。

第二(五)1 (略)

第二(五)

2 1の趣旨にかんがみ、各道路管理者においては、本庁(局)のみならず出先事務所においても申請を受理するよう窓口を整備するとともに、権限の委任、専決事項の活用等により事務の迅速化を図ること。また、他の道路管理者より協議を受けた場合、すみやかに回答するよう努めること。

第二(六) (略)

附 則 (略)

[別添1]

特殊な車両の通行許可事務処理要領

第1～第9 (略)

第10(報告)

(1) 道路管理者は、申請件数、許可件数、協議件数、手数料収入額、告発件数、許可の取消し件数、是正指導件数、公表件数、措置命令件数その他許可状況等について、前年度の許可状況等報告書(別記様式

セミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものについては、高速自動車国道を通行するものにあつては36トン以下、その他の道路を通行するものにあつては27トン以下で、車両の軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値とする特例措置を講ずることとされていること。

第二(一)3～第二(四)7 (略)

第二(四)

8 違反車両の指導、取締りについては、別添2の通り「特殊車両の通行に関する指導取締要領」を定めたので、これに従つて処理すること。

第二(五)1 (略)

第二(五)

2 1の趣旨にかんがみ、各道路管理者においては、本庁(局)のみならず出先事務所においても申請を受理するよう窓口を整備するとともに、権限の委任、専決事項の活用等により事務の迅速化を図ること。

第二(六) (略)

附 則 (略)

[別添1]

特殊な車両の通行許可事務処理要領

第1～第9 (略)

第10(報告)

(1) 道路管理者は、申請件数、許可件数、協議件数、手数料収入額、告発件数、許可の取消し件数、措置命令件数その他許可状況等について、前年度の許可状況等報告書(別記様式9から別記様式9の4ま

9から別記様式9の4まで)を作成し、毎年4月15日までに国土交通省道路局(道路交通管理課)に報告するものとする。

(2) (略)

附 則 (略)

別記様式1～9の3 (略)

別記様式9の4

特殊車両通行許可状況報告書(その3)  
(期間別許可数及び台数等)

(用紙A4)

項目	期間別許可件数及びその台数						協議件数	回答件数	措置 命令 件数	是正 指導 件数	公表件数	許可 取消 件数	告発件数
	2年		1年		その他								
	件数	台数	件数	台数	件数	台数							
4月													
5月													
6月													
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													
1月													
2月													
3月													
計													

別記様式10 (略)

[別添2]

道路法第47条の3に係る行政処分等の基準について

第1 趣旨

道路法(以下「法」という。)第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度(車両制限令(以下「令」という。))

で)を作成し、毎年4月15日までに国土交通省道路局(道路交通管理課)に報告するものとする。

(2) (略)

附 則 (略)

別記様式1～9の3 (略)

別記様式9の4

特殊車両通行許可状況報告書(その3)  
(期間別許可数及び台数等)

(用紙A4)

項目	期間別許可件数及びその台数						協議件数	回答件数	措置 命令 件数	許可 取消 件数	告発件数	
	2年		1年		その他							
	件数	台数	件数	台数	件数	台数						
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												
計												

別記様式10 (略)

[別添2]

特殊車両の通行に関する指導取締要領

第1 趣旨

道路法(以下「法」という。)第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度(車両制限令(以下「令」という。))

）第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者等に対する道路管理者による取締り及び行政処分等については、この基準の定めるところによる。

## 第2 取締基地における取締りの実施

### 1 取締基地における取締り

(1) 道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、沿道その他の適切な場所に重量計その他の車両計測機器を備えた取締基地を設置し、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的取締りを実施するものとする。

(2) 道路管理者は、取締りを実施するに当たっては、あらかじめ所轄警察署等と協議し、取締りの現場に警察官の立会いを求める等緊密な連携を図り、万全を期するものとする。

(3) 取締りの現場責任者には、必ず道路監理員をもつて充てるものとする。

(4) 取締りに当たっては、別記様式第1の特殊車両取締り調書を作成するものとする。

(5) 取締りの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(ア) 取締りに従事する職員は、服装を統一し、保安帽を着用すること。

(イ) 取締りに従事する職員のうち、法第71条第5項の規定により道路監理員に命ぜられている者は、必ず同条第7項に規定する身分証明書を携帯するものとし、「道路監理員 国土交通省」等を表示した腕章を着用すること。

）第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両（以下「特殊車両」という。）の通行に関し、法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する道路管理者の指導取締りについては、この要領の定めるところによる。

## 第2 指導取締りの実施

1 道路管理者は、その管理に係る道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、沿道その他の適切な場所に重量計その他の車両計測機器を備えた指導取締基地を設置し、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的指導取締りを実施するものとする。

2 道路管理者は、指導取締りを実施するに当たっては、あらかじめ所轄警察署等と協議し、指導取締りの現場に警察官の立会いを求める等緊密な連携を図り、万全を期するものとする。

3 指導取締りの現場責任者には、必ず道路監理員をもつて充てるものとする。ただし、道路整備特別措置法第5条第1項に基づき機構が実施する場合は、同等の実施方法を確保するものとする。

4 指導取締りに当たっては、別記様式第1の特殊車両指導取締り調書を作成するものとする。

5 指導取締りの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 指導取締りに従事する職員は、服装を統一し、保安帽を着用すること。

(2) 指導取締りに従事する職員のうち、法第71条第5項の規定により道路監理員に命ぜられている者は、必ず同条第7項に規定する身分証明書を携帯するものとし、「道路監理員 国土交通省」等を表示した腕章を着用すること。

6 道路管理者は、前記1から5までによるほか、必要に応じ、走行中の車両の重量等を自動的に計測できる装置（以下「車両重量自動計測装置」という。）を設置し、特殊車両を違法に通行させた者に対して指導取締りを実施するものとする。

## 第3 特殊車両を違法に通行させている者に対する道路管理者の措置

## 1 措置命令

道路管理者は、次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、別記様式第2により、措置命令を行うものとする。

(1) 法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講ずることを命ずる。

(ア) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、重量、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を講ずべきこと。

(イ) 当該特殊車両の構造の一部の取りはずし又は積載貨物の分割が不可能である場合は、法第47条の2第1項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止すべきこと。

(2) 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合においては、当該条件に適合した措置を講ずべきことを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。

(3) 道路管理者は、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合において、その違反の程度が軽微であり、前記(1)又は(2)の措置を講ずる必要がないと認められる場合は、別記様式第3により、指導警告を行うものとする。

## 2 許可の取消し

道路管理者は、次のいずれかの1に該当する場合においては、当該特殊車両の通行に係る法第47条の2第1項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可が当該道路管理者に係るものであるときは、あらかじめ聴聞を行つたうえ、別記様式第4により当該許可を自ら取り消し、当該許可が他の道路管理者に係るものであるときは、別記様式第5により、当該他の道路管理者に対し、当該違反事実等について通知するものとする。

なお、許可を取り消した場合には、すみやかに許可証を返還させるものとする。

(1) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(2) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(3) 常習として、法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

### 3 告発

道路管理者は、次のいずれかの1に該当する場合には、当該特殊車両を通行させた者を、別記様式第6（（2）に該当する場合には、別記様式第6の2）により告発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により告発するものとする。

(1) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故、若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(2) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(3) 常習として、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

### 4 積載貨物等の処理

道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、道路管理者の総重量の軽減等の措置命令に応じて積載貨物の分割等をした場合は、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせるものとする

## 2 特殊車両を違法に通行させている者に対する措置

道路管理者は、次に掲げる区分に従い、当該特殊車両を違法に通行させている者に対し、別記様式第2により、措置命令を行うものとする。

(1) 法第47条第2項の規定に違反して特殊車両を通行させている場合においては、次により、それぞれ必要な措置を講ずることを命ずる。

(ア) 当該特殊車両の構造の一部を取りはずし又は積載貨物を分割することができるため、車両の幅、重量、高さ、長さ等の軽減等の措置を講ずることが可能である場合は、当該措置を講ずべきこと。

(イ) 当該特殊車両の構造の一部の取りはずし又は積載貨物の分割が不可能である場合は、法第47条の2第1項の通行の許可を得るまでの間、通行を中止すべきこと。

(2) 法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合においては、当該条件に適合した措置を講ずべきことを命ずるほか、必要に応じて通行の中止等を命ずる。

(3) 道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている場合において、その違反の程度が軽微であり、前記(1)又は(2)の措置を講ずる必要がないと認められる場合は、別記様式第3により、措置命令に代えて、警告を行うものとする。

(4) 道路管理者は、特殊車両を違法に通行させた者が、道路管理者による総重量の軽減等の措置命令に応じて積載貨物の分割等を行う場合は、特殊車両を違法に通行させた者の責任と負担において

## 5 車両重量自動計測装置の計測結果に基づく指導警告

道路管理者は、車両重量自動計測装置の計測結果に基づき、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させた者に対し、別記様式第6の3により、指導警告を行うものとする。

、当該貨物を別の車両に積み替えさせる等の措置を講じさせるものとする。

(5) 道路管理者は、前記(1)又は(2)の措置を命じた場合、当該特殊車両を使用する者に対し、別記様式第3の2により、再発防止のための警告を行うものとする。

### 第3 自動計測装置による計測

#### 1 自動計測装置による計測

道路管理者は、第2の1によるほか、必要に応じ、走行中の車両の重量等を自動的に計測できる装置(以下「自動計測装置」という。)を設置し、特殊車両の違法通行の実態を連続的に把握するものとする。なお、自動計測装置の運用にあたっては、適切にその維持管理を行うものとする。

#### 2 自動計測装置の計測結果に基づく警告

道路管理者は、自動計測装置の計測結果に基づき、使用している特殊車両が、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して、通行していることを確認された者に対し、別記様式第3の3により、警告を行うものとする。

### 第4 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

#### 1 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導

道路管理者は、繰り返し特殊車両を違法に通行させた者(法人又は人の業務に関して特殊車両を違法に通行させた場合にあつては当該法人又は人)又は第3の2により警告を受けた者に対しては、国道事務所等に呼び出して対面では正指導書を手交するなどし、再び違反行為がなされないよう、是正を求めるものとする。

#### 2 行政指導内容の公表

道路管理者は、前記1による是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、当該是正指導を受けた者が是正に応じない場合は、弁明の機会を付与したうえ、再び前記1による是正指導を実施し、その名称及び是正指導内容等を公表するものとする。

#### 3 許可の取消し

道路管理者は、次のいずれかに該当する場合には、当該特殊

車両の通行に係る法第47条の2第1項の規定による許可を受けた者に対し、当該許可が当該道路管理者に係るものであるときは、あらかじめ聴聞を行つたうえ、別記様式第4により当該許可を自ら取り消し、当該許可が他の道路管理者に係るものであるときは、別記様式第5により、当該他の道路管理者に対し、当該違反事実等について通知するものとする。また、許可の取消しを行つた道路管理者は、許可の取消しを受けた者の名称及び取り消した許可の内容等を公表するものとする。

なお、許可を取消した場合には、すみやかに許可証を返還させるものとする。

(1) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(2) 法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(3) 常習的に、法第47条の2第1項の許可に係る通行経路において法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

#### 4 告発

道路管理者は、次のいずれかに該当する場合には、当該特殊車両を通行させた者を、別記様式第6（（2）に該当する場合には、別記様式第6の2）により告発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭により告発するものとする。

(1) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させ、人の死亡又は重傷に係る交通事故、若しくは道路の損壊に係る重大な交通事故を発生させたとき。

(2) 法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項

の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させている者に対する法第47条の3第1項の規定による道路管理者の命令に違反して特殊車両を通行させたとき。

(3) 常習的に、法第47条第2項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させたとき。

#### 第5 取締結果の報告

- 1 道路管理者は、措置命令件数、是正指導件数、公表件数、許可の取消し件数及び告発件数について、特殊な車両の通行許可事務処理要領第10に基づき、同要領別記様式9の4により国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。
- 2 道路管理者は、許可の取消しを行つた場合においては、すみやかに当該許可取消し通知書その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第6の3により、国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。
- 3 道路管理者は、告発を行つた場合においては、すみやかに当該告発状その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第7により、国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

#### 第4 指導取締結果の報告

- 1 道路管理者は、措置命令件数、許可の取消し件数及び告発件数について、特殊な車両の通行許可事務処理要領第10に基づき、同要領別記様式9の4により国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。
- 2 道路管理者は、許可の取消しを行つた場合においては、すみやかに当該許可取消し通知書その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第6の4により、国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。
- 3 道路管理者は、告発を行つた場合においては、前記1の報告のほか、すみやかに当該告発状その他の関係書類の写しを添付して、別記様式第7により、国土交通省道路局（道路交通管理課）あて報告するものとする。

## 特殊車両取締調査

日時	年	月	日	時	分	場所	
運 転 者							
車両使用者							
車 種 分 類				車両番号			
許可証の有無		許可証番号	許 可 日	許可証有効期間			
有 (携帯、不携帯)	号		年 月 日	自	年 月 日	至	年 月 日
無							
車 両 諸 元		総 重 量	長 さ	幅	高 さ	最大軸重	隣接軸重
	許可	kg	cm	cm	cm	kg	kg
	実際	kg	cm	cm	cm	kg	kg
積 載 物	許可	実際		通行経路		順守 違反	
通行時間	順守 違反		誘 導 車	順守 違反			
処分の実施	警告書を発行 措置命令書を発行 (内容 )						
記 事							
担当職員	責 任 者		測 定 係		記 録 係		

(備考)

- 「運転者」の欄は、運転者の住所、氏名、連絡先等を記載すること。  
また、「車両使用者」の欄は、車両使用者の会社名、住所等を記載すること。
- 「車種分類」の欄は、単車、建設機械、セミトレーラ、ポルトレーラ、フルトレーラ、その他の別を記載するとともに、セミトレーラ及びフルトレーラについては、バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用 (国際海上コンテナ用を除く。)、自動車の運搬用、国際海上コンテナ用、重量物の運搬用の別を ( ) 書きで記載すること。
- 隣接軸重については、最小隣接軸距に係る隣接軸重を記載すること。

## 特殊車両指導取締調査

日時	年	月	日	時	分	場所	
運 転 者							
車両所有者							
車 種 分 類				車両番号			
許可証の有無		許可証番号	許 可 日	許可証有効期間			
有 (携帯、不携帯)	号		年 月 日	自	年 月 日	至	年 月 日
無							
車 両 諸 元		総 重 量	長 さ	幅	高 さ	最大軸重	隣接軸重
	許可	kg	cm	cm	cm	kg	kg
	実際	kg	cm	cm	cm	kg	kg
積 載 物	許可	実際		通行経路		順守 違反	
通行時間	順守 違反		誘 導 車	順守 違反			
処分の実施	指導警告書を発行 措置命令書を発行 (内容 )						
記 事							
担当職員	責 任 者		測 定 係		記 録 係		

(備考)

- 「運転者」の欄は、運転者の住所、氏名、連絡先等を記載すること。  
また、「車両所有者」の欄は、車両所有者の会社名、住所等を記載すること。
- 「車種分類」の欄は、単車、建設機械、セミトレーラ、ポルトレーラ、フルトレーラ、その他の別を記載するとともに、セミトレーラ及びフルトレーラについては、バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用の別を ( ) 書きで記載すること。
- 隣接軸重については、最小隣接軸距に係る隣接軸重を記載すること。

## 措置命令書

年 月 日

住所  
氏名 殿〔 所属会社 所在地  
名称  
代表者 〕〔 道路管理者 印  
道路監理員 所属 印  
氏名 〕

貴殿が通行させている車両（番号① 車両型式 積載貨物 ）は、  
下記のとおり道路法の規定に違反しているので、道路法②第 条第 項の規定に基  
づき③ を講じ、履行後、③ の履行を証明する写真等の提出を命令する。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本措置命令  
書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に④ に、審査請求又は異議申立てするこ  
とができる（なお、本書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1  
年を経過すると審査請求又は異議申立てすることができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定  
めるところにより、本書を受け取った日（当該処分につき、審査請求又は異議申立てした場合にお  
いては、それぞれ、これに対する裁決又は決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内  
に、⑤ を被告として（訴訟において⑤ を代表とする者は⑥ と  
なる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本書を受け取った日又は裁決若し  
くは決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日又は裁決若しくは  
決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

## 記

- 1 違反日時 年 月 日 時 分  
2 違反場所  
3 違反内容  
4 違反条項  
5 その他

## (備考)

- 1 ①には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。  
2 ②には、措置命令の根拠条文を記載すること。  
3 ③には、措置命令の内容を記載すること。  
4 ④には、審査請求（異議申立て）をすることができる行政庁の名称を記載すること。  
5 ⑤には、処分の取消しの訴えを提起することができる被告の名称を記載すること。  
6 ⑥には、処分の取消しの訴えを提起した被告の代表者を記載すること。

## 措置命令書

年 月 日

住所  
氏名 殿〔 所属会社 所在地  
名称  
代表者 〕〔 道路管理者 印  
道路監理員 所属 印  
氏名 〕

貴殿が通行させている車両（番号① 車両型式 積載貨物 ）は、  
下記のとおり道路法の規定に違反しているので、道路法②第 条第 項の規定に基  
づき③ を命令する。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本措置命令  
書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に④ に、審査請求又は異議申立てするこ  
とができる（なお、本書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1  
年を経過すると審査請求又は異議申立てすることができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定  
めるところにより、本書を受け取った日（当該処分につき、審査請求又は異議申立てした場合にお  
いては、それぞれ、これに対する裁決又は決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内  
に、⑤ を被告として（訴訟において⑤ を代表とする者は⑥ と  
なる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本書を受け取った日又は裁決若し  
くは決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日又は裁決若しくは  
決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

## 記

- 1 違反日時 年 月 日 時 分  
2 違反場所  
3 違反内容  
4 違反条項  
5 その他

## (備考)

- 1 ①には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。  
2 ②には、措置命令の根拠条文を記載すること。  
3 ③には、措置命令の内容を記載すること。  
4 ④には、審査請求（異議申立て）をすることができる行政庁の名称を記載すること。  
5 ⑤には、処分の取消しの訴えを提起することができる被告の名称を記載すること。  
6 ⑥には、処分の取消しの訴えを提起した被告の代表者を記載すること。

## 警告書

年 月 日

住所  
氏名 殿〔 所属会社 所在地  
法人名  
代表者 〕〔 道路管理者 印  
道路監理員 所属 氏名 印 〕

(注)

貴殿が通行させている車両(番号 車両型式 積載貨物)は、下記のとおり道路法の規定に違反しているので、今後は再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

記

- 1 違反日時 年 月 日 時 分  
2 違反場所  
3 違反内容  
4 違反条項  
5 その他

(備考)

(注)には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。

## 指導警告書

年 月 日

住所  
氏名 殿〔 所属会社 所在地  
法人名  
代表者 〕〔 道路管理者 印  
道路監理員 所属 氏名 印 〕

(注)

貴殿が通行させている車両(番号 車両型式 積載貨物)は、下記のとおり道路法の規定に違反しているので、今後はかかることのないよう十分注意されたく警告する。

記

- 1 違反日時 年 月 日 時 分  
2 違反場所  
3 違反内容  
4 違反条項  
5 その他

(備考)

(注)には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。

警 告 書

年 月 日

住所  
法人名  
氏名

殿

道路管理者

印

貴殿が使用し、通行させている車両は、道路法の規定に違反していたため、当該車両を通行させていた貴社の従業員\_\_\_\_\_に対し別添措置命令書の写しのとおり命令したところである。今後は違反行為の再発防止のため、相当の注意及び監督を尽くすよう厳重に警告する。

(備考)

別記様式第2の措置命令書の写しを添付すること。

警告書

第 号  
年 月 日

① \_\_\_\_\_ 殿

道路管理者 印

貴殿が使用し、通行させている車両（番号 \_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 台）は、車両重量自動計測装置による計測の結果、下記のとおり道路法の規定に違反していることが確認されたので、今後は違反行為の再発防止のため、相当の注意及び監督を尽くすよう厳重に警告する。

記

1 違反日時、違反車両及び違反場所

別添一覧のとおり

2 違反内容

3 違反条項

4 その他

(備考)

- 1 ①には、自動車検査証との照合によって得られた車両の使用者及び住所を記載すること。
- 2 違反ごとに違反日時、違反車両の車両番号、違反場所、車両重量自動計測装置による計測結果等を記載した、違反事実の一覧を添付すること。

別記様式4 (略)

別記様式4 (略)

	第 年	月	日
道路管理者 ① _____ 殿			
道路管理者 ② _____			印
特殊車両通行許可違反事実について（通知）			
<p>年 月 日付け第 _____ 号をもって貴殿が通行許可した車両（番号③ _____）          車両型式 _____ 許可を受けた者の住所氏名）は、年 月 日 時 分頃 県          市 町 地先④ _____ 線において⑤ _____ し、許可の取消しを行うべき事案と思料さ          れるため、通知する。</p>			
添付書類	1		
⑥	2		
	3		

## （備考）

- 1 ①には、通行の許可を行った道路管理者名を記載すること。
- 2 ②には、違反事実を通知する道路管理者名を記載すること。
- 3 ③には、番号標に記載されている番号、車両型式並びに許可証に記載されている申請者の住所及び氏名を記載すること。
- 4 ④には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 5 ⑤には、違反内容を記載すること。
- 6 ⑥には、違反を証する書面（措置命令書（写）、特殊車両取締調書（写）、特殊車両通行許可証（写）、是正指導書（写）、改善報告書（写）、写真等）を添付し、その資料の名称を記載すること。

	第 年	月	日
道路管理者 ① _____ 殿			
道路管理者 ② _____			印
特殊車両通行許可違反事実について（通知）			
<p>年 月 日付け第 _____ 号をもって貴殿が通行許可した車両（番号③ _____）          車両型式 _____ 許可を受けた者の住所氏名）は、年 月 日 時 分頃 県          市 町 地先④ _____ 線において⑤ _____ したので通知する。</p>			
添付書類	1		
⑥	2		
	3		

## （備考）

- 1 ①には、通行の許可を行った道路管理者名を記載すること。
- 2 ②には、違反事実を通知する道路管理者名を記載すること。
- 3 ③には、番号標に記載されている番号、車両型式並びに許可証に記載されている申請者の住所及び氏名を記載すること。
- 4 ④には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 5 ⑤には、違反内容を記載すること。
- 6 ⑥には、違反行為の内容等を証する書面（措置命令書（写）、特殊車両指導取締調書（写）、写真、通行許可証（写）等）を添付するときに、その資料の名称を記載すること。

## 告 発 状

告 発 人 道路管理者

印

被告発人 住 所

氏 名

職 業

年 齢

所属会社名

①

被告発人 所 在 地  
法人の名称  
(代表者氏名)

被告発人 は、 年 月 日 時 分頃 県 市 町  
地先② 線を道路法③ に違反して車両(番号④ 車両型式 積載  
貨物 )を通行させていたものである。

かかる行為は、道路法第102条第1号に該当するものであるので告発する。

①

被告発人 は、同(法)人の業務に関し、同(法)人の代表者又は同(法)人の代理人、使用人その他の従業者である上記被告発人が上記違反行為をしていることから、道路法第105条に該当するものとして、告発する。(なお、上記被告発人が上記違反行為をしている

①

にもかかわらず、また、被告発人 に対する再三の是正指導にもかかわらず、改善されず違反行為が繰り返し行われたものであり、当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督を尽くさなかったものである。)

添付書類 1

⑤

2

3

年 月 日

県警察本部

警察署長

殿

(備考)

- 1 道路法第47条第2項又は同法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反した車両にこの告発状を使用すること。
- 2 ①は道路法第105条(いわゆる「両罰規定」)に該当する場合に記載すること。
- 3 ②には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 4 ③には、違反条項を記載すること。
- 5 ④には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。
- 6 ⑤には、違反を証する書面(措置命令書(写)、特殊車両取締調査(写)、特殊車両通行許可証(写)、是正指導書(写)、改善報告書(写)、写真等)を添付し、その資料の名称を記載すること。

## 告 発 状

告 発 人 道路管理者

印

被告発人 住 所

氏 名

職 業

年 齢

所属会社名

①

被告発人 所 在 地  
法人の名称  
(代表者氏名)

被告発人 は、 年 月 日 時 分頃 県 市 町  
地先② 線を道路法③ に違反して車両(番号④ 車両型式 積載  
貨物 )を通行させていたものである。

かかる行為は、道路法第102条第1号に該当するものであるので告発する。

①

被告発人 は、同(法)人の業務に関し、上記被告発人が上記違反行為をしているにもかかわらず、当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督を尽くさなかったものである。

これは、道路法第105条に該当するものであるので、告発する。

添付書類 1

⑤

2

3

年 月 日

県警察本部

警察署長

殿

(備考)

- 1 道路法第47条第2項又は同法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反した車両にこの告発状を使用すること。
- 2 ①は道路法第105条(いわゆる「両罰規定」)に違反する場合に記載すること。
- 3 ②には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 4 ③には、違反条項を記載すること。
- 5 ④には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。
- 6 ⑤には、違反行為の状況等を証する書面(通行許可証(写)、措置命令書(写)、特殊車両指導取締調査(写))、写真等を添付するときに、その資料の名称を記載すること。

告 発 状	
告 発 人 道路管理者	印
被告発人 住 所	
氏 名	
職 業	年 齢
所属会社名	
① 被告発人所在地 法人の名称 (代表者氏名)	
被告発人 は、 年 月 日 時 分頃 県 市 町 地先② 線を道路法③ に違反して車両(番号④ 車両型式 積載 貨物 )を通行させていたので、道路管理者(道路監視員)⑤ が道路法第47条の3 第1項の規定に基づき当該車両の⑥ を命じたが、この命令に違反して通行を継続したもので ある。 かかる行為は、道路法第101条第5号に該当するものであるので告発する。	
① 被告発人 は、同(法)人の業務に関し、同(法)人の代表者又は同(法)人の代理 人、使用人その他の従業者である上記被告発人が上記違反行為をしていることから、道路法 第105条に該当するものとして、告発する。(なお、上記被告発人が上記違反行為をしている ① にもかかわらず、また、被告発人 に対する再三の是正指導にもかかわらず、改善され ず違反行為が繰り返し行われたものであり、当該違反行為を防止するため、当該業務に対し 相当の注意及び監督を尽くさなかつたものである。)	
添付書類	1
⑦	2
	3
年 月 日	
県警察本部	警察署長
	殿

(備考)

- 1 道路法第47条の3第1項の規定に基づく道路管理者の措置命令に違反した車両にこの告発状を使用すること。
- 2 ①は道路法第105条(いわゆる「両罰規定」)に該当する場合に記載すること。
- 3 ②には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 4 ③には、違反条項を記載すること。
- 5 ④には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。
- 6 ⑤には、措置命令を行った道路管理者(道路監視員)の氏名を記載すること。
- 7 ⑥には、措置命令の内容を記載すること。
- 8 ⑦には、違反を証する書面(措置命令書(写)、特殊車両取締調査書(写)、特殊車両通行許可証(写)、是正指導書(写)、改善報告書(写)、写真等)を添付し、その資料の名称を記載すること。

告 発 状	
告 発 人 道路管理者	印
被告発人 住 所	
氏 名	
職 業	年 齢
所属会社名	
① 被告発人所在地 法人の名称 (代表者氏名)	
被告発人 は、 年 月 日 時 分頃 県 市 町 地先② 線を道路法③ に違反して車両(番号④ 車両型式 積載 貨物 )を通行させていたので、道路管理者(道路監視員)⑤ が道路法第47条の3 第1項の規定に基づき当該車両の⑥ を命じたが、この命令に違反して通行を継続したもので ある。 かかる行為は、道路法第101条第5号に該当するものであるので告発する。	
① 被告発人 は、同(法)人の業務に関し、上記被告発人が上記違反行為をしているにも かかわらず、当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督を尽くさな かつたものである。 これは、道路法第105条に該当するものであるので、告発する。	
添付書類	1
⑦	2
	3
年 月 日	
県警察本部	警察署長
	殿

(備考)

- 1 道路法第47条の3第1項の規定に基づく道路管理者の措置命令に違反した車両にこの告発状を使用すること。
- 2 ①は道路法第105条(いわゆる「両罰規定」)に違反する場合に記載すること。
- 3 ②には、道路種別及び路線名を記載すること。
- 4 ③には、違反条項を記載すること。
- 5 ④には、番号標に表示されている番号、車両の型式及び積載貨物の名称を記載すること。
- 6 ⑤には、措置命令を行った道路管理者(道路監視員)の氏名を記載すること。
- 7 ⑥には、措置命令の内容を記載すること。
- 8 ⑦には、違反行為の状況等を証する書面(通行許可証(写)、措置命令書(写)、特殊車両指導取締調査書(写))、写真等を添付するときに、その資料の名称を記載すること。

削除

別記様式第6の3

(用紙A4)

指 導 警 告 書

第 号  
年 月 日

① \_\_\_\_\_ 殿

道路管理者 印

貴殿が通行させている車両（番号 \_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 台）は、車両重量自動計測装置による計測の結果、下記のとおり道路法の規定に違反していたので、今後はかかることのないよう十分注意されたく警告する。

記

1 違反日時、違反車両及び違反場所

別添一覧のとおり

2 違反内容

3 違反条項

4 その他

(備考)

- ①には、車検証との照合によって得られた車両の使用者及び住所を記載すること。
- 違反ごとに違反日時、違反車両の車両番号、違反場所、車両重量自動計測装置による計測結果等を記載した、違反事実の一覧を添付すること。

	第 号 年 月 日
国土交通省道路局長 殿 (道路交通管理課長)	
道路管理者	印
道路法違反者に対する特殊車両通行許可の取消しについて (報告)	
県 市① 線において、道路法第② 条第 項の規定に違反して車両を通行させた者の特殊車両通行許可を 年 月 日取り消したので下記のとおり報告する。	
記	
1 処分庁	道路管理者名
2 取消し処分を受けた者	住所 氏名 ( 所属会社 所在地 ) 名称 代表者
3 許可取消し通知書	別添写のとおり
4 違反状況及び許可の取消しに至った経緯	別添のとおり
5 添付書類	

(備考)

- ①には、道路種別及び路線名を記載すること。
- ②には、違反条項を記載すること。

	第 号 年 月 日
国土交通省道路局長 殿 (道路交通管理課長)	
道路管理者	印
道路法違反者に対する特殊車両通行許可の取消しについて (報告)	
県 市① 線において、道路法第② 条第 項の規定に違反して車両を通行させた者の特殊車両通行許可を 年 月 日取り消したので下記のとおり報告する。	
記	
1 処分庁	道路管理者名
2 取消し処分を受けた者	住所 氏名 ( 所属会社 所在地 ) 名称 代表者
3 許可取消し通知書	別添写のとおり
4 違反状況及び許可の取消しに至った経緯	別添のとおり

(備考)

- ①には、道路種別及び路線名を記載すること。
- ②には、違反条項を記載すること。

		第	号
		年	日
		月	
国土交通省道路局長 殿 (道路交通管理課長)			
道路管理者		印	
道路法違反者に対する告発について(報告)			
県	市①	線において、道路法第②	条第
両を通行させた者等を、	年	月	日
で下記のとおり報告する。	県警察本部	警察署長に告発したの	
記			
1	告 発 人	道路管理者	
2	被告発人	住 所	
	③	氏 名	年齢
		職 業	
		所属会社名	
3	告 発 状	別添写のとおり	
4	違反状況及び告発に至った経緯	別添のとおり	
5	添付書類		

(備考)

- ①には、道路種別及び路線名を記載すること。
- ②には、違反条項を記載すること。
- ③には、被告発人が複数ある場合は、これを列挙すること。

		第	号
		年	日
		月	
建設省道路局長 殿 (道路交通管理課長)			
道路管理者		印	
道路法違反者に対する告発について(報告)			
県	市①	線において、道路法第②	条第
両を通行させた者等を、	年	月	日
で下記のとおり報告する。	県警察本部	警察署長に告発したの	
記			
1	告 発 人	道路管理者	
2	被告発人	住 所	
	③	氏 名	年齢
		職 業	
		所属会社名	
3	告 発 状	別添写のとおり	
4	違反状況及び告発に至った経緯	別添のとおり	

(備考)

- ①には、道路種別及び路線名を記載すること。
- ②には、違反条項を記載すること。
- ③には、被告発人が複数ある場合は、これを列挙すること。